

月刊

# 東海財界

Monthly Report

地域との連携強化を図り  
一体感のあるサッカークラブへ



カンボジアの女性起業家 カム・ケムラ  
美容サロン事業拡大中  
カンボジア国内を席巻



駐名古屋大韓民国総領事館総領事 朴煥善  
韓日国交正常化から50年  
今後も両国発展に最善を尽くす



中部大学学長 山下興亜  
地域と世界をキャンパスに  
社会で「あてになる」人材を育む



名古屋グランパスエイト  
久米 一正社長

上昇に転じたクレジットカード利用  
使い方大きく広がるライフスタイル

来年の「志摩サミット」はドローン警備に?  
グループとソフトバンクがロボットに進出

「印章歴史館」を訪ねて  
印章7000年の歴史

横井五六愛知県会議長  
正々堂々とした姿勢

藤沢ただまさ名古屋市会議長  
市民のための議会を打ち出す

痛快!野球見たまま

2年で10億以上の年俸削減した中日

2015

7月号

(毎月1回25日発行)





# 片岡信恒弁護士の 法律相談所



片岡法律事務所  
弁護士・中小企業診断士  
片岡信恒

Q 私は中小企業の建設業をしています。知人の紹介があつて、甲社の社長Aから、ビルのメンテナンス工事を下請けし、工事を完成させました。ところが、請負代金三〇〇万円の支払を全くしてくれません。見積書を送りましたが注文書はもらつてありません。どのように回収したらいいですか。

A 最近、貸付金、請負代金、売買代金の回収が難しいケースが増えています。本件事例では、名刺に「甲株式会社 代表取締役A」と書かれているのに、法人登記してありませんでした。最初から支払しないつもりだったことが疑われます。悪質な場合、詐欺として告訴できる場合もありますが、警察は簡単に受理してくれません。

法的な回収としては、一般的には次のような方法があります。

第一に、配達証明付き内容証明郵便などで最終督促をします。消滅時効が迫っているケースでは、ひとまず時効を中断させる効果があります。

第二に、裁判所へ申し立てます。方法としては、調停と訴訟があります。調停は、相手方と話し合う余地がある時に利用します。通常訴訟は弁護士に委任した方が良いでしょう。訴訟を選択した場合でも、判決前に、和解で終わらせることもあります。

第三に、どうしても支払を実行しない場合は、判決などに基づいて、強制執行をします。差押えす

る対象別に、①不動産に対する競売手続き、②債権に対する債権差押え、③動産差押えがあります。

しかし、現実には強制執行によつても回収できない場合が多いです。相手方に対象となる財産がないか、見つけられないからです。

まず、不動産は調べることが可能です。相手方の自宅、会社所在地の土地建物について、法務局で登記事項証明書を取れば、所有権、抵当権などの権利関係が分かります。抵当権設定がされている共同担保目録も取れば、他の不動産の存在が掴めます。

預貯金や売買代金などの債権は、簡単には調べられませんが、相手方の取引銀行は調査できる場合もあります。売買代金などは、相手方の取引先の調査が必要となり、現在進行中の売買取引、請負工事取引を掴める場合があります。帝国データバンクの簡易調査や、相手方の取引先などの聞き込みで、情報を入手した事例もあります。

動産類は、自動車や重機は価値がありますが、相手方の所有物で

はないことが多いです。商品・資材も差押えが有効なケースがあります。しかし、家財道具や事務所内の什器備品の差押えは、価値が低いため十分な回収はできませんが、相手方が圧力を感じて支払う可能性があります。

これらの方法は、いずれも時間やコストがかかります。従つて、取引前に十分な対策を考えるべきです。やはり一番は取引先の事前の信用調査でしょう。また、しっかりと内容の契約書の作成は絶対必要です。

## 片岡信恒

昭和五十五年片岡法律事務所を設立。三〇年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。

法律問題でお困りの際は、名古屋の片岡法律事務所にぜひお気軽にご相談ください。

## 片岡法律事務所

名古屋市中区丸の内二丁目一九番

二五号MS桜通七、八階

☎〇五二―二三一―一七〇六